

**令和7年度情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
第1回情報公開部会 議事録**

- 1 日 時 令和8年2月5日（木）午後3時から4時6分
- 2 会 場 市役所本館6階 執行部控室
- 3 出席者
 - ① 委員 沢田克己委員（部会長）、柴澤恵子委員、布岳史委員、吉川憲子委員
 - ② 市職員 総務課 岩淵課長、工藤市政情報室長、長谷川主幹、吉川主幹、後藤副主査
- 4 議 事 情報公開制度の概要について（報告）
令和6年度情報公開請求等の処理状況について（報告）
情報公開制度をめぐる諸課題について（報告）

5 議事概要

事務局 定刻となったので、ただいまから令和7年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第1回情報公開部会を開催する。本日は、お忙しい中お集まりいただき、大変ありがとうございます。

はじめに、本日の会議だが、本日は、5名の内、4名の委員の皆様から出席いただいている。定数の半数以上の出席となっているので、審議会規則の規定により、本日の部会が成立していることをご報告する。

続いて、本日の資料を確認させていただく。（資料確認）

それでは、総務課長の岩淵よりご挨拶申し上げます。

総務課長 （挨拶）

事務局 それでは、議事に移る。以後の進行については部会長にお願いする。

沢田部会長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思う。

まず、次第2の議事（1）情報公開制度の概要について、事務局からご説明願う。

事務局 情報公開制度の概要について、ご報告する。

資料1をご覧ください。こちらは新潟市ホームページの情報公開請求に関するページとなっている。情報公開部会の委員の皆様には、近年、部会の開催がなく、事務局からも、情報公開制度に関する説明もしていなかったもので、改めて本日、情報公開制度についてご説明申し上げるものである。情報公開制度は、市民の知る権利を保障し、行政が保有する情報の公開を図ることで、行政運営の透明性を確保する仕組みとなっている。市政情報の市民への提供については、新潟市が作成する広報紙であるとかパンフレットなどを通じて提供するほか、ホームページとかSNSといったものも使いながら情報を提供しているが、市民からの請求に応じて行政文書を公開するのが情報公開請求となっている。

最初に資料の、「情報公開の請求とは」について説明する。新潟市が保有する行政文書の公開を請求することができる。「請求をお考えの方へ」については、公開請求前に行政文書を保有する課に問い合わせさせていただくと、より手続きが円滑に進められるというようにしている。「公開請求ができる方」については、新潟市民に限らずどなたでも、だれでも請求できる。「請求でき

る行政文書」については、市の実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会等）の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図面及び電磁的記録を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが行政文書ということで、それらが公開の対象となる。一方、行政文書に該当しないものとしては、例えば、職員が個人的に書き留めたメモなど、そのメモを個人で使っている、組織として共有していない場合は、それは行政文書に該当せず、公開の対象にはならないものである。

米印の1だが、行政文書に含まれる電磁的記録については、電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次の米印だが、法令又は他の条例により、公開の制度が定められている場合等は、請求の対象外となる。例えば、地方自治法による自治体の決算書であるとか監査報告書、議会の会議録などもそうである。あと、公職選挙法による選挙人名簿であるとか、裁判法による判決、商業登記法による商業登記などが挙げられる。

次のなお書きだが、なお、市が保有する行政文書は原則公開ということだが、次のような情報が記録されている場合は、その情報は非公開になることがある。次の米印だが、公開非公開の決定は、行政文書を保有する課で行う。

非公開となる情報としては、法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報。例えば、刑事訴訟法による刑事訴訟に関する情報、統計法による統計調査の目的のために集められた情報。健康増進法による国民健康・栄養調査のために集められた情報などがある。次の個人に関する情報については、特定の個人を識別する情報であり、それに紐づく情報も含まれる。なお、個人に関する情報には例外規定があり、法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報、例えば、商業登記簿であるとか不動産登記簿に記載された情報、選挙、収支報告書に記載された、そういった個人に関する情報は公開の対象となる。また、公務員等の職務遂行等に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名なども公開の対象となっている。次の行政機関等匿名加工情報については、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別できないように、かつ復元できないように加工した情報のことを言うが、個人情報保護法にその情報を提供する仕組みがあるので、この制度においては非公開の情報として扱う。次の法人等の正当な利益を害するおそれがある情報については、生産技術や販売営業上の情報、経営方針、経理、人事などの内部管理情報など、公にすることで法人等の競争上不利益を与えるおそれや社会的信用を損なうおそれがあると認められるものが該当する。次の公共の安全等に支障を及ぼす情報については、火薬類や毒物、劇物の管理、貯蔵等の情報のように、公開することによって犯罪を誘発するおそれのあるものが該当する。次の市の機関等における審議、検討に不当に混乱等を及ぼすおそれのある情報については、市政内部の意思形成過程における情報で、公開することで率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれたり、新潟市民に不当に混乱を生じさせ、又は特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすおそれがある情報を言う。この不当というところだが、不当の該当性については、公益性といった部分を考慮して、慎重な判断が必要になってくるものである。次の市の機関等が行う事務又は事業に関して適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報については、事務事業の性質上、公開した場合に特定の者に不

当な利益を得させるものの事務事業の公正を害する情報や経費の著しい増大、事務事業の実施時期に大幅な遅れなどが生じ、事務事業の適正な執行を妨げることとなるような情報が該当する。具体的には、個別にケースを見ながらの判断、対応となる。以上が非公開となる情報である。

続いて、「請求の方法」についてである。公開請求の方法は、窓口、FAX、郵送、電子申請がある。窓口、FAX、郵送の場合は、情報公開請求書を記入していただき、行政文書を保有する課へ請求していただく。電子申請の場合は、新潟市ホームページにある、新潟市オンライン申請システム、e-NIIGATAというが、これによって行っていただく。メールでの申請については、このオンラインシステムがあるので認めていないところである。

2ページをご覧いただきたい。「請求に対する決定通知」についてである。原則、請求があった翌日から起算して14日以内に公開非公開の決定を行う。この決定については、文書を保有する課が行う。14日以内に決定できないときは、決定期限を30日以内に限り延長し、請求があった翌日から44日以内の決定となる場合がある。また、対象となる行政文書の量によっては、さらに延長して決定する場合がある。文書を保有する課が公開非公開を決定して、請求書に記載の住所に決定通知書を送るようにするものである。

「公開の方法と費用」についてである。公開の方法は閲覧又は視聴である。写しの窓口における交付、写しの郵便又は信書便による送付がある。閲覧、視聴は無料の扱いとなっている。写しの窓口における交付の費用だが、表にあるとおり、複写機により複写したもの、コピーしたものについては、白黒、A3版以下1面につき10円、カラーの場合はA3版以下1面につき70円。A3版を超えるものは、その作成に要する費用相当額ということになっている。電磁的記録の複写については、用紙に出力したものの場合は、A3判以下で、白黒に限るとあるが、1面につき10円、それからフレキシブルディスク、3.5インチフロッピーに複写したものは1枚につき50円、光ディスク、CD-Rに複写したものは1枚につき100円、USBメモリに複写したものは1個につき1,000円となっている。その他、電磁的記録媒体に複写したものは、当該媒体の交付に有する費用相当額となっている。

これらの費用の考え方が、それぞれ交付する媒体の費用の相当額というような考え方になっている。写しの郵便、信書便による交付の費用については、これら上記の費用のほかに郵便料を含んだ費用の合計額になる。

最後に、「決定に不服がある場合」についてである。決定通知の内容について納得できない場合や、決定期限を過ぎているにも関わらず決定の通知が送られてこない場合は、行政不服審査法に基づく審査請求又は訴訟することができる。審査請求をする場合、審査請求書の提出先は審査庁、新潟市では決定通知書に記載の担当課と同じ部の中のほかの課が審査庁を担当している。ただし、審査庁が決まっていない場合は、処分した課、処分庁に審査請求書を提出いただくことになる。

資料の4ページをご覧いただきたい。こちらは情報公開請求書などの「審査請求の主な流れ」を示している。審査請求人は、決定に不服がある場合は、まず、①だが、審査請求書を審査庁に提出する。これについては、審査請求人がこの決定があったことを知った日の翌日から起算

して3か月以内に審査請求ができるということを決定通知書において公開請求者に提示している。②である。審査庁は、処分庁から出された弁明書の写しを審査請求人に送付する。③である。審査請求人は、任意により反論書を審査庁に提出することができる。その後、ここに記載がないのだが、審査請求人が希望する場合、自らの主張を補充するために、口頭意見陳述の機会が設けられる。④だが、そういった手続きを経て、審査庁は外部の有識者で構成する新潟市公文書公開等審査会に諮問する。こちらの審査会は、私ども総務課市政情報室が事務局を担っている。⑤公文書公開等審査会において、慎重に調査、審議を行う。⑥審査会は、その結果を審査庁に答申する。その後、⑦だが、審査庁は審査会の答申を尊重して裁決を行い、裁決書の謄本を審査請求人に送付する。以上が審査請求の主な流れである。

令和6年度の情報公開請求の決定件数や審査請求の状況については、この後の議題でご報告させていただく。また、本日、参考として、新潟市情報公開条例もお配りしているので、そちらも参考にさせていただきたい。以上、情報公開請求の概要について、改めてご報告させていただいた。よろしく願います。

沢田部会長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等はないか。

吉川委員 初心者のような質問で申し訳ないが、公開請求できる方は市民に限らずどなたでも請求できるとあるが、年齢的には何かあるのか。

事務局 ない。

吉川委員 15、6歳でもいいのか。

事務局 未成年でも大丈夫である。

吉川委員 了解した。

事務局 日本人に限らず、外国の方でも。県外の方でもできる。

吉川委員 そうなのか。例えば、外国の方だと、日本での在留資格みたいなものがなくてもできるのか。

事務局 情報公開は、そういった本人確認は特に必要ないのである。ご本人の名前と住所、連絡先、電話番号が請求書に書かれていれば、その決定通知書はその住所に送るので、外国の方であっても、だれでも請求できる。

吉田委員 ハードルは低いような感じだ。今、お聞きすると。

事務局 そうである。どなたでも。

沢田部会長 国籍も問わないということだ。

事務局 そうである。国籍も問わない。

沢田部会長 ほかにいかがか。よろしいか。ほかになければ、それでは、議事の(2)令和6年度情報公開請求の処理状況について、引き続き、事務局からご説明をお願いします。

事務局 令和6年度情報公開請求の処理状況について、資料2に基づいてご説明させていただく。

まず、1の決定件数についてである。決定件数は、公開請求に対して、実施機関が公開非公開の決定をした件数なので、令和6年度の決定件数は701件である。次の2に、決定内容が一覧表示されている。公開、一部公開、非公開の決定を実施機関ごとに集計している。一番右の列が、実施機関ごとの総決定件数になる。市長が450件、教育委員会59件、選挙管理委

員会3件、水道事業管理者182件、病院事業管理者1件、議会6件となった。請求内容として特に多かったのは、工事や委託業務に関する設計書、それから仕様書や契約書などの契約に関する文書、あとは、病院や診療所の開設や廃止に伴う各種届出の一覧といった内容であった。表の一番下の段には、令和5年度の決定件数の記載があるが、令和5年度の総決定件数が956件であるのに対し、令和6年度は701件と、255件、件数が減少した。こちらの件数差なのだが、令和5年度には全庁的な請求が2件あり、対象となる課が多かったので、1件の請求で163件の決定、もう1件の請求で183件の決定があり、合わせて246件の決定が生じたことが原因として挙げられる。

次に、3の新潟市情報公開条例第6条の3に規定される存否応答拒否を決定したものである。こちらは、公開請求に対し、行政文書が存在しているかどうかを答えるだけで非公開情報を公開することになるときは、行政文書があるかないかを明らかにしないで、公開請求を拒否することができるという規定になっている。こちらを適用したものが令和6年度は1件あり、内容としては、実施機関に対し請求人が渡した資料ということで、文書があるかどうかということだけを答えるだけで、その方が実施機関に対して資料を渡したか又は渡していないという個人に関する情報が明らかになるので、存否応答拒否が適用されたものである。

次に、4の条例第9条の2に規定される特例延長規定についてである。通常、公開請求に対する公開非公開の決定については、請求があった日から14日以内にならなければならないとなっているところ、その期間内に決定することができないときは、14日プラス30日、44日に限り期間を延長することができるとなっているが、請求にかかる行政文書が著しく大量な場合などで、44日以内にその存否について公開決定をすることによって業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、特例的に別途期間を定めて公開決定を延長することができることとなっている。令和6年度にこちらの延長規定を適用したものはなかった。

最後に、5の不服申立てがあったものについて説明する。情報公開請求の決定の処分について不服がある場合、請求人は審査請求をすることができ、その審査の中で、市の附属機関である公文書公開等審査会に諮問して、その中で不服について調査が行われることになっている。こちらの資料の表に記載の数字が、情報公開請求の決定に対する審査請求で、公文書公開等審査会に諮問されたものに関する件数になっている。令和6年度の初めには、令和5年度以前の繰り越し分が13件ある状態であったが、令和6年度に新たに18件諮問があり、その年度内に5件の答申があったので、令和6年度末時点で未答申の件数が26件になった。それとは別に、公文書公開等審査会では、保有個人情報開示請求の決定に対する不服請求についても審査しているので、その繰り越し件数がさらに13件あるので、合計で39件の審査請求が繰り越しになっているという状況になっている。この39件についてだが、お一人で複数の審査請求をされた方もいらっしゃるので、実際にこの中の請求人の人数で言うと10名になり、特定の方に偏りがあるという状況になっている。

下の段には、比較として令和5年度の件数も記載しているが、令和6年度の諮問件数は5年度と比較して12件増加している。こちらは、先ほど説明した特定の請求人からの請求が多かったことによるもので、令和5年度の場合は、この方からの請求に関する諮問が3件あったも

のが、6年度は7件増えて10件の諮問があった。答申件数が令和5年度と比較して減少しているが、令和5年度は同じ請求人から内容の似た複数の審査請求があるので、こちらを同時進行で審査していたため、答申件数が一時的に増加したことが影響している。

令和6年度情報公開請求の処理状況についての報告は以上である。

沢田部会長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はあるか。

布委員 水道事業管理者というのは、入札とかそういうことか。数が突出しているの。どういう内容なのだろうか。

事務局 水道局の設計書関係が。

布委員 設計書か。これは何に使うのだろうか。

事務局 今後の入札に向けて、積算のあり方などを。

布委員 そのように使うのか。

事務局 審査請求によっては、役所と市民の方の間でトラブルになって、個人の情報の開示請求をやったり、あるいは、そうではなくて、情報公開請求したりというものもいくつか。

布委員 見たことあるもので、ずっと職員が。先ほどの話で、だれでもというのがるので、立場上言えないのだろうか。

事務局 行政の透明性を図るといふ。本当にそこは、裁判でも、よほどでなければ行政が勝つということはないのである。

布委員 仕事を妨げられているとか。

事務局 何万ページにもわたるような情報公開請求をされたとしても、それは適正な請求であれば。行政の遂行に支障を及ぼさせようというような意図を表明して請求したりとか、特定に応じなかったりとか、そういったことを積み重ねて濫用請求というのが認められている事例があるが、ただ単に量が多いというだけでは濫用には当たらないというのが。

布委員 なかなか難しい。

事務局 実態として、ほんの数人の特定の方に対して、市政情報室はものすごい労力を使っている。実際、公開請求があつて、決定するのはそれぞれの担当課なのだが、これがトラブルになって、最後に審査請求が上がっていくと、そういった複雑に絡み合った部分が我々のところに来るので、それを公文書公開等審査会で諮って審査している。

柴澤委員 存否応答拒否を適用した事例で、先ほどご説明があつたのが、請求人が渡した資料という請求があつて、渡したか渡していないかが明らかになるので存否応答拒否というようなご説明に聞こえたのだが、それは間違いないのだろうか。

事務局 自分がその課に提出した資料ということで請求しているのだが、その請求人の方にとっては、自分が出したことは分かっているのだが、情報公開請求の制度上、ほかの方から請求があつた場合も、同じように決定をしないといけないので、それを渡したか渡していないかを答えるだけで個人に関する情報を公開することになってしまうので、存否応答拒否という決定をしている。

柴澤委員 文書が存在しているという回答をするだけで、個人情報という非公開情報を開示する。

事務局 例えばだが、生活保護に関する資料だとして、Aさんの生活保護に関する行政文書を公

開してくれとなったときに、文書があったとして、個人情報を消して公開すると、そのAさんが、生活保護を受けているのだということが分かってしまう。文書がないと言うと、その方は、では生活保護を受けていないのだなということが分かってしまう。生活保護のことを例にしたが、どちらかを明らかにしただけでその方がどういう状況かが分かってしまうといったものを、分からないようにするのが存否応答拒否ということである。

柴澤委員 了解した。今回の渡した文書というのは、生活保護かは分からないが、例えば、生活保護の生活状況報告書を開示してほしいという請求があったときに、文書自体というよりも、生活保護を受けているかどうか自体が分かってしまうということだろうか。

事務局 そういう文書の内容ということではなく、請求人がその課に対して資料を渡したという事実が個人情報に当たるという考えで。

柴澤委員 そこがちょっと分からなくて、資料を渡したというのが個人情報だというのはちょっとぴんとこないのだが。

事務局 個人情報というのは、特定の個人を識別できた上で、その個人にかかわるすべてのことが個人情報に当たるので、こういった措置を執るときは事例というのは、最初から請求内容が特定の個人の何かという請求になるのである。今の例で言えば、私が出した文書、私という特定の個人、個人が特定された上で請求されている。それで、その個人が何かをしたというのはすべて個人情報に当たるので、請求内容が特定の個人なり特定の条件を絞り込むことになると、文書があることもしくはないことそのものが個人情報に当たるので、存否応答拒否になるということである。

柴澤委員 了解した。

沢田部会長 ほかに、精神病院にかかったかどうかというようなこともある。そういうことなので、大変機微にわたる個人情報なので。

吉川委員 教育委員会の件数が59件なのだが、どういうあれだろうか。いじめ問題でどうかと、よく新聞、マスコミで騒がれているのだが、そういうものも入っているのかどうか、少しお聞きしたい。

事務局 そういったものも件数としてはあるのだが、多いのは、教育委員会の契約関係、契約書や、教科用図書の採択に関する資料である。

吉川委員 ということは、学校と生徒というのは、あまりないのか。

事務局 それは情報公開ではなく、個人情報の開示請求制度を使っての請求のほうになるかと思う。うちの子どもの状況と学校の状況はどうであるとか。情報公開での請求というと、それは特定の個人を識別するということでは、それは先ほどの存否応答拒否になってしまうのだからけれども、個人情報の開示請求であれば、それは、その個人の情報だけをその本人だけに開示できるので、それは情報公開条例を使っての公開ではなくて、違う制度、個人情報のほうにカウントされていると思う。

吉川委員 了解した。

沢田部会長 ほかによろしいだろうか。

ほかになければ、次に、議題3の情報公開制度をめぐる諸課題について、事務局からご説明

願う。

事務局 情報公開制度をめぐる諸課題について、ご報告する。資料3をご覧いただきたい。情報公開制度については、市民の知る権利を保障し、行政が保有する情報の公開を図ることで、行政運営の透明性を確保するという仕組みである。新潟市については、昭和61年に情報公開条例を制定し、翌年、62年4月に条例を施行して、これまでの間、運用を行ってきた。情報公開条例では、公開の対象となる行政文書であるとか、公開すべき手続き、請求に対する公開非公開の決定、公開の方法などを条例で定めている。公開請求に対しては、本市が保有している行政文書というのは、原則公開ということなのだが、例えば、個人情報などの非公開情報については、例外的に公開できないというようになっている。原則公開だが、非公開の情報もあるので、その公開非公開の決定は、当然、慎重な判断が求められるというようになってきている。これまでの制度の運用において、いくつか時代の進展に合わなくなってきた部分もあるので、まず、本日の部会において、新潟市の情報公開制度と課題の大枠を報告させていただき、令和8年度に入ったら、さらに具体的に、改めて審議事項としてご説明させていただきたいと思っている。本日は、課題の認識の共有ということで、お願いしたいと思っている。まず、ご報告ということで、ご了承いただきたいと思う。

それでは、1の「情報公開請求への対応」についてである。(1) 公開非公開の判断基準についてである。現行の条例では、一部、個人情報開示制度と整合が図られていない部分があるので、これについて、整合を図りたいと考えている。個人情報の開示制度については、令和5年施行の改正個人情報保護法のもとで現在、運用されている。情報公開制度と個人情報開示制度の違いだが、情報公開制度は、だれが請求しても同じ行政文書が公開される。ところが、個人情報の開示制度は、行政機関等が保有する事項を本人とする個人に関する情報が開示の対象となる制度である。

情報公開のほうでは、自分の情報に関して公開請求すると、その部分は個人に関する情報になるので、非公開となる。いくらその本人が自分のものを情報公開請求しても、情報公開制度では、それは個人の情報だから非公開という扱いである。だれが請求しても同じもの出るのが情報公開である。一方個人情報の開示制度は、自己を本人とする保有個人情報が開示の対象なので、個人情報の開示制度を使えば、その本人の情報が開示されるので、そこが情報公開制度と個人情報開示制度と大きく異なっている。ただ、個人情報の開示制度においても、開示対象の行政文書の中に自己以外、請求した本人以外の他人の個人情報が記載されている場合、それは当然、他人の情報なので、そこは不開示で開示されないということになる。

では、どのような個人情報が不開示になるかというところは、情報公開制度と個人情報の開示制度は、当然、同じ考え方でなければならぬわけだが、現在、そこが不整合になっている部分がある。具体的には、例えばだが、ある個人のカルテ、反省文、未発表の著作物といったように、個人の人格と密接に関係する情報については、個人情報保護法では、たとえ個人が特定できなくても開示されないのだが、今の情報公開条例では、個人が特定できなければ公開の扱いになってしまうという、そのずれが生じている。個人情報の開示の制度は今、法律の下でやっているのだから、情報公開条例を個人情報保護法に合わせていきたいと考えている。また資

料をきちんとお示しして、令和8年度になったらご説明したいと思っている。

(2)の審査基準の整備だが、情報公開条例の運用に当たっては、条例の解釈と運用を示した、庁内向け、市役所の職員向けに情報公開事務の手引きを作成し、各課において情報公開請求があれば、公開非公開を決定してきた。その手引きの中に審査基準というものがあるのだが、それについては、庁外にも示す必要があるので、基本的には、手引きの中からその部分を抜き出して、またより見やすく、分かりやすく、体裁を整えて示していきたいと考えている。

それから、次の(3)だが、公開の実施方法の見直しについては、公開の実施方法は長らく見直しがされていなかった。時代の進展に合わなくなってきたものがあり、例えば、国では行政機関の情報公開法があるのだが、法律では認められている、電磁的記録をカラー印刷して交付する、パソコンの中にあるデータを印刷して出すという部分は、今日の議題の1のところでもご説明したのだが、白黒で出力したものはお渡しできるのだが、今の新潟市の制度は、カラーのものをカラーで印刷して渡せるかということ、カラーでは出力できないというようになっている。カラーの印刷物を複写して渡す分にはできるのだが、パソコンの中にあるカラーで作った資料を渡すときは、今の制度の中では、白黒でしか渡せないという形になっていて、これについては、カラーで出力して渡せるようにしたいと思っている。あと、紙文書があった場合、それをスキャナーでスキャンして電子媒体で交付する、これも今、新潟市ではできない。もともとパソコンの中にあるものをCD-Rの中に入れてお渡しすることはできるのだが、紙をスキャンしてCD-Rに入れて渡すということは今、できないというようになっている。あと、市民からの要望とか、他都市の先例であったりするのだが、電子メールで交付できないというところも検討していきたいと思っている。

最後に(4)だが、公開費用の見直しである。費用については今、市の告示で定められているが、費用の額は、コピー代であったり記録媒体の実費相当額というようにしており、作成するための手間賃、作成費用といった人件費などの要素は含んでいない。紙での交付の場合、白黒コピーであれば1枚1面につき10円であり、電子的記録の複写であれば、例えば、CD-Rであれば、どれほど多量の文書であっても、そこに収まれば1枚100円でお渡しできるというようになっている。ただ、国の情報公開法では、手数料として、実費の経費だけではなく、人件費も含んでいるのが国の考え方である。公開のあり方、公開方法を柔軟に拡大していこうとすると、実費相当だけを考慮したこれまでの算定方法では、均衡を欠くケースが生じるのではないかと思っている。例えば、公開する文書が100枚あった場合、紙でコピーして交付すると、1枚10円なので、100枚であれば1,000円になる。一方紙文書を100枚スキャンしてCD-Rに入れて交付すると、CD-Rなので今度、それは1枚100円ですむわけである。紙で公開すれば1,000円、CD-Rだと100円になってしまう。もし、メールで公開しようとする、メールは媒体代がないので、費用を徴収しないということでもいいのかというような問題も起こる。請求して公開を受ける市民にとっても、そこは当然、不公平感もあると思うのだが、紙でしか受け取れない方は電子データで受け取る人よりも多くの費用を徴収されてしまうといった不公平な状態になってくるかなと思う。そういったアンバランスな部分は、当然、解消していかなければならないのだが、そういう問題があるので、記録媒体の実

費に相当する額だけでなく、人件費という概念も、その費用の額に入れていくということも検討していかなければならないかなというように考えている。これもほかの政令市であるとかそういうところの状況を見ながら検討していきたいと思っている。

以上、課題の認識の共有ということで、今日は項目出しだけで申し訳ないが、ご報告させていただいた。今日は情報公開部会だが、個人情報の開示のほうでも、開示の仕方は自治体で決められるようになっていて、これについては情報公開と一緒の状況なので、個人情報保護部会でもそこは認識を共有しなければならないのだが、先月、1月下旬に個人情報保護部会を開催し、そこでも同じ内容を、同様の課題があるということで、報告させていただいた。また新年度に入ったら、それについては議論していただいて、方向性を定めていただきたいと思っている。以上、よろしく願います。

沢田部会長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等はいかがだろうか。

柴澤委員 多分、追って資料をいただけるものを読めば分かるのかもしれないが、カルテとか反省文が情報公開のほうだと公開になるというのがよく分からなかったのだが、カルテとか反省文は個人の名前が書いてあるような気がするのだが、どういう観点で。

事務局 個人に関する情報というのは、特定の個人を特定できなくても、その個人に紐づいた情報であれば個人に関する情報に含まれてしまうのである。個人の名前を取ってしまった場合、そうすると、だれのものか分からないというのも、そういった状態になった情報は、個人情報保護法は、それであっても公開できないというのが個人情報保護法の考え方だが、情報公開条例では、個人が特定されない、だれなのか分からない情報は個人が特定されないので、公開できてしまうというような、今の情報公開条例の作り方になっている。

柴澤委員 名前がないカルテというのは、どういうものなのか。

事務局 名前を取った状態にマスキングして。

柴澤委員 マスキングした状態で共有しているのか。

事務局 公開するときに、マスキングすることで特定の個人が識別できなくなったときには、今の情報公開条例の規定上は公開ができるのである。カルテであっても、そのカルテがどなたのものかが分からなくなれば、カルテの内容は出せるのである。その公開の中身が、特定のだれかのカルテということではなくて、例えば、市が保有していて、何年何月に受診した人のカルテみたいなものであれば、名前というか、特定の個人を識別できる情報を消してしまえばカルテが出せる、公開できるというのが、今の条例の規定なのである。

柴澤委員 だれかというのではなく、時期だけ指定して。

事務局 今、時期を指定したのはたまたま、仮になのだが、とにかくそのカルテがどなたのものかが分からなくなれば、匿名のだれかが、例えば、どういう病歴があったりとかということは公開ができるということである。

沢田部会長 考え方として、公開できてしまうということである。

柴澤委員 今の市の状態だと、そういうものは全部開示するような。

事務局 情報公開条例上は公開するものになっているのに対して、個人情報保護法では、公開しないものになっている。それが今、情報公開制度と個人情報保護制度でアンバランス、合致し

ない状態になっているので、合わせなければいけないというのがこの課題ということである。

布委員 実際は、取れる人はいないのだろう。

事務局 今ではなかなかないのだろうけれども、例えば、匿名の反省文、内情が出ているものであったりとか、未発表の著作物であるとか。

布委員 理論上は公開されてしまうということか。

事務局 そうである。

柴澤委員 その中身を見てほかの情報と組み合わせて個人が識別できるとかということなのだろうけれども。

事務局 それを組み合わせなくても、個人にとって見せたくないもの、もしくは、個人の権利、利益を侵害するものを、個人情報保護法では、個人が特定できなくても開示しないと言っているのである。

柴澤委員 情報公開のほうは黒塗りすればいいのではないかという感覚なのだが、カルテの開示請求があったときに、名前だけ消して開示するのではなく、その中身も十分な個人情報だということで、まるっとページごと黒塗りすればいいのかなと思うのだが。

事務局 その黒塗りする制度が、今、この部分についてはないのである。

柴澤委員 そこは柔軟に解釈するのではなくて、名前だけという運用というか、今、市としてはそういう制度にしているということなのか。

沢田部会長 条文上、しょうがないのである。条例の文言によると。

事務局 今まで、情報公開条例はそのまま通っているが、新潟市は今まで、個人情報保護の条例を持っていたのだが、令和5年施行の改正個人情報保護法が令和5年から施行されていて、全国一律の扱いになっている。条例自体と情報公開条例は、そこは一致しているのだが、個人情報の部分が法の扱いになって、そこで少しずれが生じている。そのときにそこまで合わせればよかったのだが、運用していく中でずれが生じている。

柴澤委員 具体的に、資料を。

事務局 具体的には、令和8年度に入ったら資料をお示しして、ご説明したいと思う。

沢田部会長 いろいろ調整が必要だということである。

ほかにご質問等、いかがだろうか。よろしいか。もしなければ、以上で、本日の議事はすべて終了した。事務局にお返りする。

事務局 では、以上をもって、本日の情報公開部会を閉会する。